笛吹市立小中学校における
生成 AI 利活用ガイドライン

令和８年９月

笛吹市教育委員会

目次

◆はじめに
本ガイドライン策定の背景と目的
本ガイドラインが対象とする範囲
本ガイドラインの改訂について

１ 生成 AI サービスについて

２ 基本的な考え方
（１） 人間中心の原則
（２） 生徒の学びと生成 AI
（３） 教師の役割
（４） 情報活用能力の育成

３ 生成 AI を安心して活用するための考え方
（１） 利用の対象範囲
（２） 利用できる生成 AI ツール及び環境
（３） プロンプトに関する考え方
（４） 生成 AI の出力の活用に関する考え方
（５） 生成 AI の利用の明示及び説明について
（６） 利用状況の把握に関する考え方
（７） 新たな活用方法等に関する相談
（８） 困難事例が生じた場合の対応

４ 利用上の留意事項及び禁止事項
（１） 教職員が校務で利活用する場面
（２） 生徒が学習活動で利活用する場面

５ 改訂履歴

【参考資料】

◆はじめに

本ガイドライン策定の背景と目的

本ガイドラインは、文部科学省の「初等中等教育段階における生成 AI の利活用に関するガイドライン」（令和６年１２月２６日付 Ver.２.０）の方針を受け、笛吹市立小中学校における生成 AI の適正な利活用を推進するため、基本方針と留意事項を定めるものであり、学校現場での生成 AI の利活用を一律に禁止したり義務付けたりするものではない。

近年、生成 AI は急速に進化し、文章、画像、音声等の多様なコンテンツを自動生成できる技術として社会に広く普及している。その利便性から、教育分野においても活用の可能性が高まっている。現行の学習指導要領では、「情報活用能力（情報モラルを含む。）」を言語能力、問題発見・解決能力とともに学習の基盤となる資質・能力として位置付けており、情報を主体的に捉え、活用すること、情報技術を学習や日常生活に活用できるようにすることの重要性を強調している。

このような背景を踏まえ、学校現場における生成 AI の適切な利活用を進めるための指針として本ガイドラインを策定する。なお、本ガイドラインは、教職員一人一人に過度な判断や責任を求めるものではなく、学校及び教育委員会が一体となって利活用を支えることを基本とする。

本ガイドラインが対象とする範囲

本ガイドラインが対象とする生成 AI サービスは、「Microsoft 365 Copilot（教育機関契約版）」（以下「教育版 Copilot」という。）とする。ただし、教育委員会で許可・提供する教育版 Copilot 以外の生成 AI を含むサービスについては、本ガイドラインの対象に含めるものとする。教育委員会が許可・提供していない生成 AI を含むサービスについては、校務端末での利用を認めない。

対象とする相手は、笛吹市立小中学校に勤務する教職員、笛吹市立中学校に通う中学２年生及び中学３年生（以下「生徒」という。）とする。ただし、中学１年生については、教育委員会の利用許可を受けた場合に限り、対象に含めるものとする。

本ガイドラインに記載されている「４ 利用上の留意事項及び禁止事項」を遵守することを前提に、教職員にあっては授業及び校務での使用を認め、生徒にあっては学習活動の範囲での使用を認める。

本ガイドラインの改訂について

本ガイドラインは、今後文部科学省が新たに示す学習指導要領やガイドラインの方向性、生成 AI の技術進展や現場での実践を反映し、改訂することがある。

１ 生成 AI サービスについて

生成 AI サービスとは、人工知能（Artificial Intelligence。以下「AI」という。）が大量のデータを学習し、文章・画像・音声・動画等のコンテンツを自動的に生成する機能を提供するサービスの総称である。インターネット上の膨大なテキストや画像等のデータ、そのパターンや関連性を学習し、質問や指示文（以下「プロンプト」という。）を踏まえ、会話形式で応答する。短時間で大量の情報を整理・出力でき、業務や学習の効率化が期待される。誤情報（以下「ハルシネーション」という。）や偏見（以下「バイアス」という。）、著作権や個人情報の取扱いに留意する必要があるが、適切な運用の下では校務や学習を支援する有用な手段となる。

教育版 Copilot では、入力した内容が AI の学習に使われることはなく、データは契約範囲内で安全に管理されるが、出力された内容が正しいかどうかを使用者が判断する、氏名、住所、成績等の個人情報は目的に対して必要最小限にとどめる、生成した文章や画像を外部に公開する場合は著作権のルールを守る等の注意が必要である。教育版 Copilot は１３歳以上が利用可能となっており、利用者が入力した文字列に対して回答を生成したり、文章のたたき台を作ったり、添削をしたりすることができる。１３歳に満たない児童生徒が教育版 Copilot を利用する場合は、教育委員会の許可を得るものとする。

２ 基本的な考え方

（１）人間中心の原則

AI 利用の基本原則として、「AI の利用は、憲法及び国際的な規範の保障する基本的人権を侵すものであってはならない。AI は、人々の能力を拡張し、多様な人々の多様な幸せの追求を可能とするために開発され、社会に展開され、活用されるべきである。」という「人間中心の原則」がある。生成 AI は、人間の能力を補助、拡張するための道具であり、最終的な判断と責任は人間が担う。生成 AI の出力は「参考の一つ」であり、必ずしも最適解ではないことを認識し、利用に当たっては人間による確認と判断を行い、生成 AI の出力結果を踏まえた成果物に自ら責任を持つという基本姿勢が重要である。

（２）生徒の学びと生成 AI

生徒における生成 AI の利用は教育目的に限定し、学習指導要領に示される資質・能力の育成に寄与するか、教育活動の目的を達成する観点から、効果的であるかを吟味した上で利活用するべきである。

学習指導要領総則編では、情報活用能力を資質・能力の３つの柱（知識及び技能、思考力・判断力・表現力等、学びに向かう力・人間性等）に基づき整理されている。各教科の学びを支える基盤となる情報活用能力を育成するためには、学習指導要領第１章総則第３の１（３）や各教科等の内容の取扱いに示すとおり、各学校において日常的に情報技術を活用できる環境を整え、全ての教科等においてそれぞれの特質に応じ、情報技術を適切に活用した学習活動の充実を図ることが必要である。

〇知識及び技能
　情報と情報技術を活用した問題の発見・解決等の方法や、情報化の進展が社会の中で果たす役割や影響、技術に関するマナー、個人が果たす役割や責任等について、情報の科学的な理解に裏打ちされた形で理解し、情報と情報技術を適切に活用するために必要な技術を身に付けていること。

〇思考力、判断力、表現力等
　様々な事象を情報とその結びつきの視点から捉え、複数の情報を結びつけて新たな意味を見いだす力や問題の発見・解決等に向けて情報技術を適切かつ効果的に活用する力を身に付けていること。

〇学びに向かう力、人間性等
　情報や情報技術を適切かつ効果的に活用して情報社会に主体的に参画し、その発展に寄与しようとする態度等を身に付けていること。

【中央教育審議会答申　別紙 3-1】

生成 AI の利活用を深い意味理解や思考力の育成につなげるには、生徒が適切な課題設定とプロンプトにより自らの求める成果物につながる出力をさせ、その真偽や適切性を的確に判断できることが前提となる。生成 AI を使うことが目的とならないようにし、体験活動の充実をはじめとする実体験とのバランスや調和に留意する必要がある。

（３）教師の役割

教育は、教師と笛吹市立小中学校に通う小中学生（以下「児童生徒」という。）との人格的なふれあいを通じて行われるものであり、学びの専門職としての教師の役割は、生成 AI が普及してきている社会においてより重要になる。教師は、生成 AI の仕組みや特徴を理解するなど、一定の AI リテラシーを身に付け、生徒が安全かつ効果的に生成 AI を活用できるように支援する必要がある。

また、教師が生成 AI を日常の校務等に活用しつつ、新たな技術に慣れ親しむ中で、利便性や懸念点、賢い使い方を知っておくことが、教育活動で適切に利活用する素地を作ることにも繋がる。

なお、生成 AI の利活用に当たっては、学校及び教育委員会が教職員を支援する体制の下で進めることを基本とする。

（４）情報活用能力の育成

新たな情報技術である生成 AI の急速な進化や普及のような将来の予測が難しい社会において、情報モラルを含む情報活用能力の育成を一層充実させていく必要がある。

学習指導要領解説総則編では、情報活用能力に情報モラルが含まれることを特に示している。情報モラルとは、「情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度」である。具体的には、他者への影響を考え、人権、知的財産権等自他の権利を尊重し情報社会での行動に責任を持つことや、犯罪被害を含む危険の回避など、情報を正しく安全に利用できること、コンピュータ等の情報機器の使用による健康との関わりを理解することなどを指す。生成 AI の利用には、ハルシネーションやバイアスによる誤った出力、著作権・プライバシーの問題等の課題や懸念があり、そのリスクに対応するためにも情報モラルを含む情報活用能力の育成は必要不可欠である。生成 AI による出力結果を信じるのではなく、複数の方法（情報の発信者、発信された時期、内容等との比較など。）を組み合わせて、情報の真

偽を確かめるファクトチェックを行うなど、生徒自身が自分で考える習慣を身につけることが重要である。

3 生成 AI を安心して活用するための考え方

本章は、「２ 基本的な考え方」を踏まえ、学校における生成 AI の利活用が安心して進められるよう、運用上の考え方を整理するものである。

生成 AI は、校務の効率化や質の向上に資する有用な技術であり、本ガイドラインは、教職員の利活用を制限したり、萎縮させたりすることを目的とするものではない。本章に示す内容は、日常の校務において判断に迷う場合の参考として、学校及び教育委員会が共通に参照する考え方として位置付ける。

（１）利用の対象範囲

ア　対象者

本章の内容は、笛吹市立小中学校に勤務する教職員（臨時的任用教職員、非常勤講師等を含む。）、生徒を対象とする。

イ　利用する環境

生成 AI の利用は、市又は学校が管理するアカウント・端末・ネットワーク環境での利用を基本とする。

（２）利用できる生成 AI ツール及び環境

生成 AI の利用は、教育機関向けの契約に基づき提供される教育版 Copilot を基本とする。教育版 Copilot は、入力した情報が AI の学習に利用されないなど、教育機関での利用を前提としたデータ管理がなされている。

一方で、私用アカウントやその他の生成 AI サービスについては、学校又は教育委員会において契約内容やデータの取扱いを管理できないため、利用を禁止する。ただし、教育委員会で許可・提供する生成 AI サービスについては、この限りでない。入力情報の取扱いは本ガイドライン及び各種セキュリティルールに従う。

（３）プロンプトに関する考え方

生成 AI を安心して利活用するため、プロンプトの入力内容については次の考え方を基本とする。

ア　基本の考え方

（ア）　個人情報などの外部に出て支障のある情報は、教育版 Copilot 以外の生成 AI サービスへの入力を禁止する。

（イ）　外部に出て支障のある情報を入力する場合は、目的に対して必要最小限にとどめる。

（ウ）　判断に迷う内容は、個人情報等を含まない形に内容を一般化・抽象化する。

（エ）　不明な点がある場合は、管理職や教育委員会に相談する。

イ　入力しない情報の例（目安）

次に掲げる情報については、教育版 Copilot であっても入力しない。

（ア）　ID、パスワード、認証コード等の認証情報

（イ）　校務システムの設定内容や非公開の内部手順

（４）生成 AI の出力の活用に関する考え方

ア　校内利用における基本的な考え方

生成 AI の出力は、文章や構成のたたき台、情報整理の補助等として活用することを想定する。校内での利用においては、学校として内容を確認した上で活用する。

イ　対外的な文書等への活用

次に掲げる場合は、学校としての説明責任を踏まえ、作成者及び管理職等による確認体制の下で活用する。

（ア）　保護者・地域・外部機関に配布又は送付する文書を作成する場合

（イ）　学校として公表する文書（学校 Web サイト等）を作成する場合

（ウ）　内容に誤りがあった場合に影響が大きい文書を作成する場合

ウ　留意事項

出力のみを根拠として、重要な判断（個別の児童生徒の評価や処遇に直接影響する判断等。）を行うことは適切ではない。

（５）生成 AI の利用の明示及び説明について

校内での下書や整理・要約等の通常の校務利用については、生成 AI を利用した旨の明示を求めない。

例外として、次の場合には、関係者から説明を求められた際に生成 AI を活用した事実について、学校として説明できる状態としておく。

（ア）　対外的に配布・送付する文書を作成する場合
（イ）　公表する文書を作成する場合
（ウ）　利用の有無について確認を受けた場合

なお、上記の場合においても、詳細な入力内容の提出を常時求めるものではなく、次の事項が確認できれば足りる。

（ア）　利用したツール名（教育版 Copilot）
（イ）　利用日
（ウ）　主な利用目的（文書作成の補助、要約等）

（６）利用状況の把握に関する考え方

通常の校内利用について、学校として教職員個人に対し生成 AI の利用記録の提出を求めない。ただし、対外的な文書の作成や公表等において生成 AI を活用した場合には、適切な運用を確保する観点から、個人情報を入力していないことや内容確認を行ったことについて、学校として簡易な確認を行うことがある。これは、教職員の活動を監督することを目的とするものではなく、安心して運用するための確認である。

（７）新たな活用方法等に関する相談

教育的観点から、教育版 Copilot 以外の生成 AI の活用や、新たな利用方法を検討する場合には、事前に教育委員会に相談する。

教育委員会は、契約条件やデータの取扱い等を確認した上で、学校と連携しながら適切な対応を検討する。

（８）困難事例が生じた場合の対応

生成 AI の利用に際し、不適切な情報を入力した可能性がある場合や、対応に迷う事例が生じた場合には、学校として状況を共有し、学校管理職又は教育委員会と連携して対応する。

教育委員会及び学校は、状況の把握や必要な対応を行い、教職員が安心して業務に取り組めるよう支援するとともに、再発防止につなげる。

４ 利用上の留意事項及び禁止事項

ここでは、「２ 基本的な考え方」で示した考え方に基づき、学校現場での適切な生成 AI の利活用に資するよう、教職員及び生徒の各場面に応じて、文部科学省「初等中等教育段階における生成 AI の利活用に関するガイドライン」に沿って次の５つの観点で共通して押さえておくべきポイントや禁止事項を整理する。

教職員、生徒のいずれの立場においても、利活用の際には一度で求める出力がなされることを期待せず、複数回の対話の中で求める出力に近づけていくことや、生成 AI の出力は飽くまでも参考の一つであることを踏まえ、学校として内容を確認した上で活用するという基本姿勢が重要である。

ア　安全性を考慮した適正利用

生成 AI は便利であるが、使い方を間違えるとハルシネーションやバイアス、著作権侵害、個人情報漏えい等のリスクがある。利用する際は、サービス提供者（本市の場合は Microsoft 社）が定める最新の利用規約を確認し、遵守する必要がある。

イ　情報セキュリティの確保

本市が利用を認める Microsoft 社が提供する生成 AI サービスである教育版 Copilot では、入力した内容が AI の学習に使われることはないが、教育版 Copilot に入力する個人情報等は、目的に対して必要最小限にとどめる。情報セキュリティを確保するためには、生成 AI の利用に当たっては、学校においてルールを踏まえた運用を行うことが求められる。

ウ　個人情報やプライバシー及び著作権の保護

適切な情報の取扱いの観点から、個人情報の保護に関する法律や、生成 AI と著作権制度について正しく理解し、遵守する必要がある。

個人情報とは、生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの等をいう。他の情報と容易に照合することにより特定の個人を識別することができるものも含まれる。また、その情報がインターネット等により公にされている場合も該当し得る（公開・非公開を問わず該当する。）ことに留意が必要。

学校においては、授業の過程における複製についての権利制限規定（著作権法第３５条）により許諾なく著作物の複製や公衆送信が可能とされているため、この規定の範囲内であれば、教師や生徒が生成 AI を利活用して生成したものが、既存の著作物との類似性及び依拠性があるものであっても著作権侵害とはならない。一方で、授業目的の範囲を超えて利用する場合には、著作権法第３５条が適用される要件を満たさない。この場合、既存の著作物との類似性及び依拠性がある生成物を利用するには、原則として著作権者の許諾が必要であり、許諾を得ず利用すれば著作権侵害となり得る。著作権侵害を避けるため、キャラクター名等の特定の固有名詞を入力するなど、既存の著作物と類似したものを意図した生成は行わないこと。また、生成に用いたプロンプトなどの生成物の生成過程を確認可能な状態にしておくこと。さらに、AI による生成については、その利用に先立って、インターネット検索等により、既存の著作物と類似していないかを確認することが望ましい。

エ　公平性の確保

生成 AI の出力する内容には、バイアスが含まれる場合がある。特定の個人や集団への人種、性別、国籍、年齢、政治的信念、宗教等の多様な背景を理由とした不当で有害な偏見及び差別が生じることを避けるため、出力された内容に不公平な内容がないか、人間が必ず確認し、教育目的に合っているかを判断する必要がある。

オ　透明性の確保及び関係者への説明責任

生成 AI サービスの利用目的やその態様、リスク等の必要な情報を関係者に提供することが重要である。生成 AI をどのように使ったか、プロンプトや日付等の出典を記載するなど、明示することが望ましい。

（Ｉ）教職員が校務で利活用する場面

教職員が生成 AI の仕組みや特徴を理解した上で、生成された内容の適切性を判断できる範囲内で利用するという前提で、校務において生成 AI を積極的に利活用することで、校務の効率化や質の向上等の教職員の働き方改革につなげていくことが期待される。

また、教職員自身が生成 AI の利活用を通じて、その利便性、懸念点及び賢い使い方を知っておくことは、児童生徒の学びをより高度化する点からも重要である。

教職員による利活用例としては、授業準備・部活動・生徒指導等の児童生徒の指導にかかわる業務への支援、教務管理・学校からの情報発信・校内研修等の学校の運営にかかわる業務への支援、外部対応への支援等が考えられる。

ア　安全性を考慮した適正利用

生成 AI サービスは簡易に利用できるが、市で貸与されているアカウントのみを使用し、私用アカウントや教育委員会で許可していないサービスを授業や校務で使用してはならない。

また、出力結果のライセンスの所在など、生成 AI サービスの提供者が定める最新の利用規約を確認し、遵守する必要がある。

イ　情報セキュリティの確保

「笛吹市教育情報セキュリティポリシー」、「実施手順書」及び各校の情報セキュリティポリシー並びにそれに基づく教育情報セキュリティの管理者の指示等を遵守する必要がある。

本市が利用を認める教育版 Copilot では、入力した情報が AI の学習に使われることはないが、成績情報等の重要性の高い情報をプロンプトに入力する際は、目的に対して必要最小限にとどめる。ただし、教育版 Copilot 以外の生成 AI サービスへの当該情報の入力は禁止する。

ウ　個人情報やプライバシー及び著作権の保護

最新の「教育データの利活用に係る留意事項」（令和６年３月　文部科学省）等も参照しながら、個人情報保護法等の関係法令等を遵守し、個人情報の取扱いに関して必要かつ適切な措置を取る必要がある。生成 AI サービスに個人情報を含むプロンプトを入力し、当該個人情報がプロンプトに対する応答結果の出力以外の目的で取り扱われる場合には、個人情報保護法違反となり得る。

著作権については、著作権法第３５条の適用を考える場合、教師が既存の著作物と同一又は類似のものを、学校のHPに掲載することや、保護者向けの学級通信や職員会議・PTA活動で利用するなど、目的の範囲を超えて利用する場合は、授業の過程における利用には当たらず、同条が適用されない。

また、個々の児童生徒が購入することを想定して販売されている問題集等を１部購入して、コピーして配布することも、同条の適用がないと考えられている。生成AIを利用する場合もこれらの考え方は同様となり、同条の適用について確認する必要がある。

エ　公平性の確保

ハルシネーションやバイアス等の生成AIの特徴も意識した上で、出力された内容を取り入れるかどうかは教職員が最終判断をしなければならない。

オ　透明性の確保及び関係者への説明責任

学校の管理者は、生成AIについてどのような運用が行われているかを把握した上で、適切な利活用がなされているかどうかを適時確認する。学校現場と教育委員会が一体となり、働き方改革等における生成AIの利活用を進める趣旨や目的について共通理解を図るとともに、利活用を通じて得られた成果は積極的に教職員全体に共有していくことが重要である。

【教職員による校務での利活用例】

<u>児童生徒の指導にかかわる業務への支援</u>

〈授業準備〉
・授業で取り扱う教材や確認テスト問題のたたき台を作成する
・児童生徒による授業の感想の集約を行う
・授業での発問に対する回答のシミュレーション相手として活用する
・授業で使用したワークシートや振り返りの内容を基にテスト問題のたたき台を作成する
・校外学習の実施行程作成のたたき台を作成する

〈部活動〉
・過去の部活動の練習メニュー一覧を読み込ませ、毎日の練習メニュー案を作成する

〈生活指導〉
・児童生徒等の生活実態の調査のためのアンケート案を作成する

<u>学校の運営にかかわる業務への支援</u>

〈教務管理〉
・時間割・授業時数案を作成する

〈学校からの情報発信〉
・各種お便り（学年・学級だより、給食だより、保健だより等）を作成する
・通知文・案内文のたたき台を作成する
・学校行事に関するＨＰ掲載文や報告記事のたたき台を作成する

〈校内研修〉
・校内研修の資料のたたき台を作成する
・研修や講演会の録画を読み込ませ、要約・議事録案を作成する

<u>外部対応への支援</u>
・保護者会・授業参観・保護者面談の日程調整に活用する
・外部向け講演会の挨拶文のたたき台を作成する

（初等中等教育段階における生成AI利活用に関するガイドラインP.14）

（２）生徒が学習活動で利活用する場面

生徒の学習場面での利活用に当たっては、発達の段階や各教科等における学習の状況等を含む生徒の実態及び情報活用能力の育成状況に十分留意しつつ、リスクや懸念に対策を講じた上で検討すべきである。利活用の適否の判断に際しては、学習指導要領に示す資質・能力の育成につながるか、教育活動の目的を達成する観点で効果的であるかを吟味する必要がある。

また、学習課題やテストの内容によっては、生徒が生成 AI を用いることで簡単にこなせる可能性があることも前提に、課題の内容等を吟味することや、問題の本質を問うこと、深い意味理解を促すことを重視した授業づくりを行うことも期待される。

生徒による生成 AI の利活用場面としては、「生成 AI 自体を学ぶ場面（生成 AI の仕組み、利便性、リスク及び留意点）」、「使い方を学ぶ場面（より良い回答を引き出すための生成 AI との対話スキル、ファクトチェックの方法等）」、「各教科等の学びにおいて積極的に用いる場面（問題を発見し、課題を設定する場面、自分の考えを形成する場面、異なる考えの整理や比較、深めるといった場面等での利活用）」などが考えられる。

ア　安全性を考慮した適正利用

教育委員会の方針に基づき、生徒に利活用させるべきである。生徒が生成 AI を利活用する場合、利用するサービスの約款等の提供条件から、利活用に当たってのリスクが許容できることを校長及び担当教師が確認し、その約款・条件を遵守させること、約款・条件に則り必要に応じて事前に保護者の理解を十分に得た上で、教師の適切な指導監督の下で生徒に利活用させる必要がある。

ブラウザや学習支援ソフトウェア、普段利用する検索エンジン等に組み込まれた生成 AI サービス等についてもこの考えは同様である。教師の意図しない形で生成 AI サービスを生徒が利活用しないように指導する必要がある。

イ　情報セキュリティの確保

「笛吹市教育情報セキュリティポリシー」や実施手順書、各校の情報セキュリティポリシー、それに基づく教育情報セキュリティの管理者の指示等を遵守する必要がある。情報セキュリティの確保のため、入力した情報が AI の学習に使われることがない教育版 Copilot のみの利用を認める。ただし、教育委員会で許可・提供する生成 AI サービスについてはこの限りでない。

ウ　個人情報やプライバシー及び著作権の保護

学校現場において生徒が生成 AI を利活用する場合、プロンプトに氏名や写真等の個人情報を入力させないよう留意する。

著作権については、著作権法第３５条の適用を考える場合、教師・生徒が授業において使用・作成したものが、既存の著作物と同一又は類似のものであった場合でも、授業の過程における利用であれば、同条により著作権者の許諾なく利用することが可能である。ただし、それを外部のコンテストに作品として提出するなど、授業目的の範囲を超えて利用する場合は、同条が適用されず、他の権利制限規定の適用がない場合は著作権侵害となる可能性がある。生成 AI を利活用する場合もこれらの考え方は同様となり、同条の適用について確認する必要がある。

エ　公平性の確保

教師は、生成 AI がバイアスを含む出力を行う可能性があることを認識させ、理解させた上で、生成 AI の出力を常に慎重に判断し、正確性・事実関係の確認を行うよう指導することが重要である。

オ　透明性の確保及び関係者への説明責任

教師自身が十分にハルシネーションやバイアス等の生成 AI の特徴を理解した上で、生徒がそのような生成 AI の特徴に留意して利活用できているかを確認する必要がある。学習課題の一部として生成 AI の出力を引用する場合には、文献やインターネットから引用する場合と同様の引用ルールを設定することが考えられる。利用した生成 AI サービスの名称、入力したプロンプト及び生成 AI を用いた日付など、生成 AI を用いたことがわかるよう、出典・引用として記載する等のルールを設定することが考えられる。

保護者に対しても、生成 AI の利活用目的やその態様等の情報を提供することが重要である。

また、生徒に学校外で生成 AI を不適切に利活用されないように周知し、理解を得ることが必要である。

【学習場面において利活用が考えられる例、不適切と考えられる例】
※これらは飽くまでも一例であって、その適否については各学校現場の実態に即して適切に判断されるべきである。

利活用が考えられる例

・情報モラル教育の一環として、生成 AI が生成する誤りを含む出力を教材に、その性質や限界に気付く
・生成 AI をめぐる社会的議論について児童生徒が主体的に考え、議論する過程で、その素材として活用する
・グループの考えをまとめる、アイディアを出す活動の途中段階で、一定の議論やまとめをした上で、足りない視点を見つけ議論を深める目的で活用する
・英会話の相手として活用したり、より自然な英語表現への改善や一人一人の興味関心に応じた単語リストや例文リストの作成に活用したりする
・外国人児童生徒等の日本語学習や学習場面での補助のために活用する
・生成 AI の利活用方法を学ぶ目的で、自ら作った文章を生成 AI に修正させたものを「たたき台」として、自分なりに何度も推敲し、より良い文章として修正した過程・結果をワープロソフトの校閲機能を使って提出する
・プログラミングの授業において、児童生徒のアイディアを実現するためのプログラムの作成に活用する
・生成 AI を利活用した問題発見・課題解決能力を積極的に評価する観点からパフォーマンステストを行う
・教科書等の内容を児童生徒それぞれの進度に合わせて理解するために、解説やイメージを出力し、より内容に対する深い理解を生み出す助けとする

不適切と考えられる例

・生成 AI 自体の性質やメリット・デメリットに関する学習を十分に行っていないなど、情報モラルを含む情報活用能力が十分育成されていない段階で、自由に使用する
・各種コンクールの作品やレポート・小論文等について、生成 AI による成果物をほぼそのまま自己の成果物として応募・提出する（コンクールへの応募を推奨する場合は応募要項等を踏まえた十分な指導が必要）
・詩や俳句の創作、音楽・美術等の表現・鑑賞など、感性や独創性を発揮させたい場面、初発の感想を求める場面等で安易に使わせる
・テーマに基づき調べる場面などで、教科書等の質の担保された教材を用いる前に安易に利用する
・教師が正確な知識に基づきコメント・評価すべき場面で、教師の代わりに生成 AI の出力のみに頼る
・定期考査や小テスト等で使わせる（学習の進捗や成果を把握・評価するという目的に合致しない。CBT で行う場合も、フィルタリング等により、生成 AI が使用し得る状態とならないよう十分注意すべき）
・児童生徒の学習評価を、教師が判断せずに生成 AI からの出力をもって行う
・教師が専門性を発揮し、人間的な触れ合いの中で行うべき教育指導を実施せずに、生成 AI のみに相談させる

（初等中等教育段階における生成 AI 利活用に関するガイドライン P.18）

5 改訂履歴

・令和８年９月１日　初版発行

【参考資料】

・文部科学省「初等中等教育段階における生成 AI の利活用に関するガイドライン（Ver. ２. ０）」（令和６年１２月２６日）
https://www.mext.go.jp/content/20241226-mxt_shuukyo02-000030823_001.pdf
・文部科学省「教育データの利活用に係る留意事項（第３版）」（令和７年３月）
https://www.mext.go.jp/content/20250328-mxt_syoto01-000028144_01.pdf
・文部科学省「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」（令和７年３月）
https://www.mext.go.jp/content/20250325-mxt_jogai01-100003157_1.pdf
・内閣府「人間中心の AI 社会原則」（平成３１年３月２９日）
https://www8.cao.go.jp/cstp/ai/aigensoku.pdf
・文部科学省「小学校学習指導要領（平成２９年告示）解説　総則編」（平成２９年７月）
・文部科学省「中学校学習指導要領（平成２９年告示）解説　総則編」
（平成２９年７月　令和６年１２月　一部改訂）
・Microsoft サービス規約
https://www.microsoft.com/ja-jp/servicesagreement#13q_CopilotAIExperiences
・Microsoft Copilot 使用条件
https://www.microsoft.com/ja-jp/microsoft-copilot/for-individuals/termsofuse#content-policy
・Copilot で広がる教育の可能性
https://www.microsoft.com/ja-jp/biz/education/copilot?msockid=36ff098ce3266c771f341ffae2c96d50